平成２４年（フ）第２８０号
相模原市中央区水郷田名４丁目10番１―404号
債務者　岩沙元子こと　岩沙　　元
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２４年（フ）第２９１号
相模原市南区相模台２丁目33番２号　くわよ荘12号
債務者　笹田　　明
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２４年（フ）第２６８号
静岡県伊東市富戸1161番地の２
債務者　志村　次男
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２４年（フ）第７０３号
京都市東山区福稲下高松町29番地２　リバーサイド山岡201
債務者　井川夕子こと　朴　　麻佐
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第７６１号
京都府城陽市長池里開62番地　レオパレス木蓮109号
債務者　大野　武信
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第８４３号
京都府宇治市小倉町堀池27番地の16
債務者　清水　　啓
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第６１１号
大阪府松原市北新町３丁目３番17―401号、前住所大阪府高石市加茂１丁目13番５号
債務者　谷本　俊治
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第６８１号
堺市西区草部215番地43
債務者　絹川美喜代（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第６８６号
大阪府藤井寺市古室１丁目２番５号
債務者　岡田　春江
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第６９５号
堺市西区上546番地４
債務者　小園　弘人
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第７１６号
堺市中区深井東町3192番地　ベルフラワー102号
債務者　松田　則和
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第７２７号
堺市南区高倉台２丁３番１―706号
債務者　小西　和子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第７５０号
堺市南区三木閉151―20　荒田淳一方、住民票上の住所堺市南区原山台５丁３番３―409号
債務者　荒田由喜子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第７６２号
堺市南区新檜尾台２丁２番４―411号
債務者　山元　隆宏
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第７６３号
堺市南区新檜尾台２丁２番４―411号
債務者　山元由美子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第７６４号
堺市南区新檜尾台２丁２番４―411号
債務者　山元　　舞
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第７８０号
堺市堺区緑町２丁119番地６
債務者　阿部　利夫
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第３００９号
大阪市平野区加美東５丁目７番30号　コートダジュール205号
債務者　石塚　博嗣
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部